

改正案	現行
<p>（保険会社の子会社の範囲等） 第五十六条の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項第一号に掲げる業務を営む会社は、当該業務並びに同項第二号から第五号まで、第五号の四、第八号から第十号まで、第十一号、第十二号、第三十号及び第三十一号に掲げる業務並びにそれらに附帯する業務のほか他の業務を営まない場合に限り、子会社対象会社とする。</p> <p>4～8（略）</p> <p>（損害保険会社の責任準備金） 第七十条 損害保険会社は、毎決算期において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる金額を責任準備金として積み立てなければならない。ただし、自動車損害賠償保障法第五条（責任保険の締結強制）の自動車損害賠償責任保険の契約及び地震保険に関する法律第二条第二項（定義）に規定する地震保険契約に係る責任準備金（次項において「自賠責保険契約等に係る責任準備金」という。）の積立てについては、この限りでない。</p> <p>一 普通責任準備金 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額の合計額。ただし、当該事業年度における収入保険料（第三号の払戻積立金に充てる金額を除く。以下この項において同じ。）の額から、当該事業年度に保険料を収入した保険契約のために支出した保険金、返戻金、支払備金（法第一百七十七条第一項の支払備金をいう。以下この章において同じ。）（第七十二条に規定するまだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める</p>	<p>（保険会社の子会社の範囲等） 第五十六条の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項第一号に掲げる業務を営む会社は、当該業務及び同項第二号から第五号までに掲げる業務並びにそれらに附帯する業務のほか他の業務を営まない場合に限り、子会社対象会社とする。</p> <p>4～8（略）</p> <p>（損害保険会社の責任準備金） 第七十条 損害保険会社は、毎決算期において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる金額を責任準備金として積み立てなければならない。ただし、自動車損害賠償保障法第五条（責任保険の締結強制）の自動車損害賠償責任保険の契約及び地震保険に関する法律第二条第二項（定義）に規定する地震保険契約に係る責任準備金（次項において「自賠責保険契約等に係る責任準備金」という。）の積立てについては、この限りでない。</p> <p>一 普通責任準備金 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額の合計額。ただし、当該事業年度における収入保険料（第三号の払戻積立金に充てる金額を除く。以下この項において同じ。）の額から、当該事業年度に保険料を収入した保険契約のために支出した保険金、返戻金、支払備金（法第一百七十七条第一項の支払備金をいう。以下この章において同じ。）（第七十二条に規定するまだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める</p>

保険金等（保険金、返戻金その他の給付金をいう。第七十二条及び第七十三条において同じ。）を除く。）及び当該事業年度の事業費を控除した金額を下回ってはならない。

イ（略）

ロ 未経過保険料 収入保険料を基礎として、未経過期間に対応する責任に相当する額として計算した金額（収入保険料以外の金額を基礎とすることが合理的であると認められる保険契約の種類として金融庁長官が定めるものにあつては、金融庁長官が定めるところにより計算した金額）

二 異常危険準備金 異常災害による損害のてん補に充てるため、収入保険料を基礎として計算した金額（収入保険料以外の金額を基礎とすることが合理的であると認められる保険契約の種類として金融庁長官が定めるものにあつては、金融庁長官が定めるところにより計算した金額）

三・四（略）

2）4（略）

（事業方法書等に定めた事項の変更に係る届出）

第八十二条 法第二百二十三条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二（略）

三 損害保険会社の次に掲げる契約に係る法第四条第二項第三号及び第四号に掲げる書類に定めた事項並びに第八条第一項各号に掲げる事項、同条第二項に規定する事項並びに同条第三項及び第四項各号に掲げる事項

イ）テ（略）

（外国損害保険会社等の責任準備金）

保険金等（保険金、返戻金その他の給付金をいう。第七十二条及び第七十三条において同じ。）を除く。）及び当該事業年度の事業費を控除した金額を下回ってはならない。

イ（略）

ロ 未経過保険料 収入保険料を基礎として、未経過期間に対応する責任に相当する額として計算した金額

二 異常危険準備金 異常災害による損害のてん補に充てるため、収入保険料を基礎として計算した金額

三・四（略）

2）4（略）

（事業方法書等に定めた事項の変更に係る届出）

第八十二条 法第二百二十三条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二（略）

三 損害保険会社の次に掲げる契約に係る法第四条第二項第三号及び第四号に掲げる書類に定めた事項並びに第八条第一項各号に掲げる事項及び同条第二項に規定する事項

イ）テ（略）

（外国損害保険会社等の責任準備金）

第百五十一条 外国損害保険会社等は、日本における事業年度に係る毎決算期において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる金額を責任準備金として積み立てなければならない。ただし、自動車損害賠償保障法第五条（責任保険の契約の締結強制）の自動車損害賠償責任保険の契約及び地震保険に関する法律第二条第二項（定義）に規定する地震保険契約に係る責任準備金（次項において「自賠責保険契約等に係る責任準備金」という。）の積立てについては、この限りでない。

一 普通責任準備金 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額の合計額

イ (略)

ロ 未経過保険料 収入保険料（第三号の払戻積立金に充てる金額を除く。以下この項において同じ。）を基礎として、未経過期間に対応する責任に相当する金額（収入保険料以外の金額を基礎とすることが合理的であると認められる保険契約の種類として金融庁長官が定めるものにあつては、金融庁長官が定めるところにより計算した金額）

二 異常危険準備金 異常災害による損害のてん補に充てるため、収入保険料を基礎として計算した金額（収入保険料以外の金額を基礎とすることが合理的であると認められる保険契約の種類として金融庁長官が定めるものにあつては、金融庁長官が定めるところにより計算した金額）

三・四 (略)

2) 4 (略)

(事業方法書等に定めた事項の変更に係る届出)

第百六十四条 法第二百七条において準用する法第百二十三条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

第百五十一条 外国損害保険会社等は、日本における事業年度に係る毎決算期において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる金額を責任準備金として積み立てなければならない。ただし、自動車損害賠償保障法第五条（責任保険の契約の締結強制）の自動車損害賠償責任保険の契約及び地震保険に関する法律第二条第二項（定義）に規定する地震保険契約に係る責任準備金（次項において「自賠責保険契約等に係る責任準備金」という。）の積立てについては、この限りでない。

一 普通責任準備金 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額の合計額

イ (略)

ロ 未経過保険料 収入保険料（第三号の払戻積立金に充てる金額を除く。以下この項において同じ。）を基礎として、未経過期間に対応する責任に相当する金額

二 異常危険準備金 異常災害による損害のてん補に充てるため、収入保険料を基礎として計算した金額

三・四 (略)

2) 4 (略)

(事業方法書等に定めた事項の変更に係る届出)

第百六十四条 法第二百七条において準用する法第百二十三条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 外国損害保険会社等の次に掲げる契約に係る法第八十七条第三項第三号及び第四号に掲げる書類に定めた事項並びに第二百二十条第一項各号に掲げる事項、同条第二項に規定する事項並びに同条第三項及び第四項各号に掲げる事項

イ～テ (略)

(事業方法書等に定めた事項の変更に関する届出)

第百八十九条 法第二百二十五条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる契約に係る法第二百二十条第三項第三号及び第四号に掲げる書類に定める事項並びに第百八十二条第一項各号に掲げる事項、同条第二項に規定する事項並びに同条第三項及び第四項各号に掲げる事項とする。

一～三十五 (略)

(保険持株会社の子会社の範囲等)

第二百十条の七 (略)

2 第五十六条の二第二項第一号に掲げる業務を営む会社が、次に掲げる要件を満たさない場合には、当該会社は、法第二百七十一条の二十二第一項第九号に掲げる会社には該当しない。

一 (略)

二 当該会社が当該業務並びに第五十六条の二第二項第二号から第五号まで、第五号の四、第八号から第十号まで、第十一号、第十二号、第三十号及び第三十一号に掲げる業務並びにそれらに附帯する業務のほか、他の業務を営まないこと。

3～9 (略)

三 外国損害保険会社等の次に掲げる契約に係る法第八十七条第三項第三号及び第四号に掲げる書類に定めた事項並びに第二百二十条第一項各号に掲げる事項及び同条第二項に規定する事項

イ～テ (略)

(事業方法書等に定めた事項の変更に関する届出)

第百八十九条 法第二百二十五条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる契約に係る法第二百二十条第三項第三号及び第四号に掲げる書類に定める事項並びに第百八十二条第一項各号に掲げる事項及び同条第二項に規定する事項とする。

一～三十五 (略)

(保険持株会社の子会社の範囲等)

第二百十条の七 (略)

2 第五十六条の二第二項第一号に掲げる業務を営む会社が、次に掲げる要件を満たさない場合には、当該会社は、法第二百七十一条の二十二第一項第九号に掲げる会社には該当しない。

一 (略)

二 当該会社が当該業務、第五十六条の二第二項第二号から第五号までに掲げる業務並びにそれらに附帯する業務のほか、他の業務を営まないこと。

3～9 (略)